

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、変化の激しい市場において長期的な企業業績の成長を図り企業価値の最大化を追求するため、市場競争力の強化向上を目指しながら事業を迅速に運営し、グローバルに展開できる効率的なグループ体制の確立と公正かつ健全で透明性の高い経営の実現に向け、コーポレート・ガバナンスの確立と企業の社会的責任を果たすことが重要であると認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使のための環境作り、招集通知の英訳】

議決権の電子行使について、株主・投資家の皆様のご意見・ご要望を参考にしつつ、各種手続・費用等勘案、検討を進めて参ります。招集通知の英訳につきましても、外国人株主比率等の推移も踏まえ、引続き検討して参ります。

【補充原則3-1-2 英語での情報開示・提供】

英語での情報の開示・提供について、株主・投資家の皆様のご意見・ご要望を参考にしつつ、必要に応じて検討を進めて参ります。

【補充原則4-2-1 経営陣の報酬】

経営陣の報酬について、中長期的な業績と連動する報酬として、今後インセンティブ報酬付与につき引き続き研究して参ります。

【原則4-10 任意の仕組みの活用】

取締役会の意思決定に際し、より透明性・公正性を高めるため設置する任意の委員会等の設置に関して、今後、検討して参ります。

【補充原則4-10-1 任意の諮問委員会の設置による指名・報酬などに関する独立社外取締役の関与・助言】

取締役の指名・報酬などの検討に当たり、現在は独立社外取締役の関与・助言を得ていませんが、今後は、より透明性を確保できるよう、独立社外取締役を含めた諮問機関の設置等を含む、独立社外取締役の適切な関与・助言を得る仕組みを作ることを検討して参ります。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価と結果開示】

当社は、取締役会の実効性について分析・評価の要否も踏まえて、その結果の概要を開示する予定にしております。尚、結果の概要の開示につきましては、現在、内容の検討を進めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

(1)政策保有に関する方針

- 1)当社は、取引先との取引関係の維持強化、安定的かつ継続的な金融取引関係の維持などを目的として、株式を保有しております。
- 2)毎年、取締役会で主要な政策保有株式について、中長期的な観点から保有することのリターンとリスクなどを踏まえた合理性・必要性について検証し、これを反映した保有の狙いおよび合理性を確認することとしております。

(2)政策保有株式に係る議決権行使基準

政策保有株式の議決権の行使については、すべての議案に対して議決権を行使することとし、議案の内容のみならず、投資先企業の状況や当該企業との取引関係等を踏まえた上で、議案に対する賛否を判断いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役の利益相反取引・競業取引を取締役会の付議事項としており、取引毎に取締役会による事前承認を実施しております。また、取引の状況について取締役会に定期的に報告することとしております。

役員に対しては、「関連当事者に関する確認書」の提出を求めており、当社と役員自身若しくはその近親者、又は役員が代表となっている団体若しくは過半数の議決権を有する団体等の関連当事者との取引の有無・内容を把握しております。

また、関連当事者と取引を行う場合、個別の取引の妥当性等を確認することとしております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の経営理念につきましては、当社のホームページに掲載しておりますのでご参照下さい。

また、年度の経営計画につきましては、当社のホームページに掲載しておりますので合わせてご参照下さい。

(2)ガバナンスに関する考え方・基本方針

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書の「1. 1. 基本的な考え方」に記載しております。

当社のコーポレートガバナンスに関する基本方針は以下のとおりです。

- 1)株主の権利・平等性の確保に努めます。
- 2)株主以外のステークホルダー(お客さま、取引先、債権者、地域社会、従業員等)との適切な協働に努めます。
- 3)適切な情報開示と透明性の確保に努めます。
- 4)透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うため、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めます。
- 5)株主との建設的な対話に努めます。

(3)取締役の報酬

本報告書II「取締役報酬関係」内、「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

すなわち、株主総会決議によって総額の上限を決定後、各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬については、職位・職務内容・実績・その他各要素を総合的に勘案し、取締役会の決議により決定しております。各監査等委員である取締役の報酬は、職務内容・その他各要素を総合的に勘案し、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により、その分配を決定しております。

なお、取締役報酬の検討にあたり、現在は独立社外取締役の関与・助言を得ていませんが、今後は、より透明性を確保できるよう、独立社外取締役を含めた諮問機関の設置等を含む、独立社外取締役の適切な関与・助言を得る仕組みを検討中です。

(4)取締役(監査等委員である取締役を除く。)**・**監査等委員である取締役の選任と指名

1)経営陣幹部選任・取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補指名におきましては、的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視および会社の各機能と各事業部門をカバーできるバランスを考慮し、適材適所の観点より総合的に検討しています。また、監査等委員である取締役候補指名におきましては、財務・会計に関する知識、当社事業分野に関する知識および企業経営に関する多様な視点のバランスを確保しながら、適材適所の観点より総合的に検討しています。

2)代表取締役が各方面よりご意見を聞き、業績、人格、識見などを総合的に勘案し、その責務にふさわしい人物を選任します。

人選結果について、株主総会及び取締役会で審議し、決定しています。なお、監査等委員である取締役候補者については、監査等委員会の同意を得ています。

なお、経営陣幹部選任・取締役候補指名の検討にあたり、現在は独立社外取締役の関与・助言を得ていませんが、今後は、より透明性を確保できるよう、独立社外取締役を含めた諮問機関の設置等を含む、独立社外取締役の適切な関与・助言を得る仕組みを検討中です。

(5)個々の選任・指名についての説明

取締役(監査等委員である取締役を除く。)**・**監査等委員である取締役候補者の選任理由は、株主総会に取締役(監査等委員である取締役を除く。)**・**監査等委員である取締役選任議案を上程した際の「株主総会招集ご通知」の参考書類に記載しております。また、「株主総会招集ご通知」は株主の皆様にご郵送するとともに当社HPに掲載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲の決定とその開示】

次の事項は、取締役会の決議を経るものとしております。

(1)会社法及び他の法令に規定された事項、(2)定款に規定された事項、(3)株主総会の決議により委任された事項、(4)その他経営上の重要な事項

なお、監査等委員会設置会社への移行に伴い、当社は定款において、取締役会の決議によって重要な業務の執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨を定めております。

次の事項は取締役会に報告するものとしております。

(1)業務の執行の状況、その他会社法及び他の法令に規定された事項、(2)その他取締役会が必要と認めた事項

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社の取締役会は、業務執行取締役8名及び監査等委員である取締役4名の合計12名で構成され、そのうち2名以上は独立社外取締役を選任しております。

なお、当社は現状では業績・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、3分の1以上の独立社外取締役を選任する必要はないと考えております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、社外取締役の独立性について、金融商品取引所が定める独立性基準を満たすことを前提としております。

なお、当社は、独立役員資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【補充原則4-11-1 取締役会全体の知識等のバランス、多様性・規模の考え方、取締役選任に関する方針・手続】

当社では、業務執行取締役8名及び監査等委員である取締役4名の合計12名の取締役で構成されており、迅速な意思決定を継続して規模として適切と考えております。またその構成も、各事業の経営や喫緊の課題に精通した方々であり、社外取締役も含め、知識・経験・能力やグローバルな視点等非常にバランスのとれた構成としております。取締役の選任にあたっては、今後も引続き従来の規模・構成に関する考え方を踏襲していく予定です。

【補充原則4-11-2 取締役の兼任状況の毎年開示】

取締役の他の上場会社の役員との重要な兼任状況については、当社ウェブサイトに掲載の「第115期定時株主総会招集通知」及び「第115期有価証券報告書」に記していますので、それぞれご参照ください。

第115期定時株主総会招集通知 : https://www.origin.co.jp/img/soukai115_2016.pdf

第115期有価証券報告書 : https://www.origin.co.jp/dynamic_dir/wp-content/uploads/2015/10/115-4Q-houkokucyo.pdf

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価と結果開示】

当社は、取締役会の実効性について分析・評価の要否も踏まえて、その結果の概要を開示する予定にしております。尚、結果の概要の開示につきましては、現在、内容の検討を進めております。

【補充原則4-14-2 トレーニング方針の開示】

当社では、【補充原則3-1(3)(4)】に記載のとおり、取締役に期待される役割と責務を全うできる者を選任し、取締役会全体の実効性を高めることとしております。

それらを踏まえ、新任役員については、経営者として習得しておくべき、善管注意義務・忠実義務をはじめとする受託者責任等に関する法的知識を含めた役割・責務の理解促進を図っていきます。また重任・新任役員とも社外の講習会、外部交流会等に参加し知識を深めていただいています。

社外取締役については、会社の事業や機能等を理解いただくために各種重要な会議(業績会議、部長会議、コンプライアンス委員会等)に参加していただいています。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

(1)担当役員が統括し、株主総会・決算説明会をはじめとした様々な取り組みを通じて、積極的な対応を心がけています。

(2)社内の関連部門は、株主との建設的な対話に資するよう、開示資料の作成や必要な情報の共有を図っております。

(3)株主総会や半期毎の決算説明会を開催しております。また、ウェブサイトを通じて情報を積極的に開示しています。

(4)対話において把握した株主の意見は、必要に応じて取締役会で報告することにより取締役・経営陣および関係部門へフィードバックする体制を整備しております。

(5)インサイダー情報の管理については、関係者全員がインサイダー取引防止管理規程、コンプライアンスマニュアル、Eラーニング等を通じて、情報管理の徹底を図っています。

また、決算発表前の一定期間については、投資家との対話が行われることのない様IR活動を制限しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,880,000	5.61
株式会社みずほ銀行	1,656,250	4.94
オリジン電気協力会持株会	1,638,855	4.89
明治安田生命保険相互会社	1,513,000	4.52
株式会社りそな銀行	780,000	2.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	670,000	2.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	666,000	1.99
トーア再保険株式会社	606,375	1.81
みずほ信託銀行株式会社	523,000	1.56
JUKI株式会社	479,000	1.43

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

- 明治安田生命保険相互会社及びその共同保有者である、明治安田アセットマネジメント株式会社から、平成25年2月22日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成25年2月15日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。
明治安田生命保険相互会社 1,596,000株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合4.76%)
明治安田アセットマネジメント株式会社 79,000株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合0.24%)
- 株式会社みずほ銀行及びその共同保有者である、みずほ証券株式会社、みずほ信託銀行株式会社から、平成26年5月22日付の変更報告書の写しの送付があり、平成26年5月15日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。
株式会社みずほ銀行 1,656,250株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合4.94%)
みずほ証券株式会社 82,000株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合0.24%)
みずほ信託銀行株式会社 967,000株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合2.89%)

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当ありません。

東條 宏史	○	○	——	した。 当社、関連会社、主要な取引先の業務執行者ではなく、また、当社が報酬を支払っているコンサルタント等の専門家ならびに主要株主等ではありませんので、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し独立役員に指定しております。
高田 忠美	○	○	——	生命保険会社における豊富な経験および識見を有しており、独立した立場から取締役等の職務執行を監督していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるため、監査等委員である社外取締役としました。 当社、関連会社、主要な取引先の業務執行者ではなく、また、当社が報酬を支払っているコンサルタント等の専門家ならびに主要株主等ではありませんので、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	3	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新

なし

現在の体制を採用している理由 更新

現在、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は配置しておりませんが、配置の必要性が生じた場合、または監査等委員会からの求めがあるときは、速やかに監査等委員会の業務補助のための監査等委員会スタッフを置くような体制を整備し、その業務内容については、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を含め、取締役(監査等委員である取締役を除く。)と監査等委員会が協議決定いたします。また、人事等については、監査等委員会の事前同意を得るものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員会及び監査等委員として立案した監査計画を会計監査人と交換し、各年度の監査方針や重点監査事項等を確認しております。監査等委員会及び監査等委員は会計監査人が計画に沿って実施する本社、各工場、各支店および主要子会社別の会計監査・営業債権管理状況監査・実地たな卸監査・内部統制の評価等に関する結果報告を受け、適宜情報・意見交換を行っております。さらに各四半期末及び年度末には、会計監査人が作成する「監査実施説明書」に基づく監査結果報告会を開催して監査等委員会及び監査等委員は会計監査人の独立性を監視し、会計監査人の監査方法および結果等の相当性判断の一助としております。内部監査室は社長直轄の組織で、主にコンプライアンスや業務プロセスの適正化に必要な監査を行っており、各々の年度監査計画に基づき監査役及び会計監査人との定期連絡会を四半期に1回実施しております。また、内部統制システム監査に関する情報交換等必要に応じて会議を開催することとし、効率的な監査を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新

なし

【独立役員関係】

独立役員の数

3名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指名しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社はストックオプション等のインセンティブ付与は行っておりませんが、インセンティブ付与について引き続き研究してまいります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

株主総会決議によって総額の上限を決定後、取締役会の決議で配分決定していますので、個人別の支給額を開示する必要性については現在考えておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会決議によって総額の上限を決定後、職位・職務内容・実績・その他各種要素を総合的に勘案し、各取締役の報酬は取締役会の決議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】更新

社外取締役のサポート体制につきましては、取締役会等の資料を事前にご送付し、議案の内容を事前にご検討できるよう適切に情報提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

- (1) 定例の取締役会(業務執行取締役8名、監査等委員である取締役4名うち社外取締役3名 男性12名、女性0名)を毎月2回開催、緊急な意思決定が必要な場合は随時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項について意思決定するとともに、各取締役の業務執行を監督いたします。また、定款の規定に基づき、取締役に対し、重要な業務執行の決定の委任をすることができることとしており、業務執行と監督の分離が明確化できる体制としております。また、業務の運営については、3か年計画を立案し、全社的な目標を設定しております。各事業部門においては、その目標達成に向け具体的な施策を立案し、実行してまいります。
- (2) 代表取締役社長・担当取締役および各事業部門長を中心とした幹部会を毎月2回開催し、事業計画・年度予算等について進捗状況を監督しております。
- (3) 取締役候補者の選任・指名は、各取締役の職位・職務内容・実績・その他各種要素を総合的に勘案し、取締役会で決定しております。また、各取締役の報酬についても、職位・職務内容・実績・その他各種要素を総合的に勘案し、取締役会で決定しております。
- (4) 当社はリスク管理上、法令の遵守(コンプライアンス)が重要であると認識し、「コンプライアンス委員会」を設置し、定期的にコンプライアンス方針・実行計画を策定し、実施しております。また、損失の危機管理に関する社内規程を整備し、リスク管理全体を統括する「リスクマネジメント委員会」を設置しております。さらに各事業部門はそれぞれの部門に関するリスク管理を行い、リスクの管理状況を取締役会に報告する体制を整備しております。
- (5) 当社グループ行動憲章に基づき、当社グループ全体のコンプライアンスを統制・推進する体制をとっております。また、子会社管理の担当部署を置き、子会社の自主性を尊重するとともに、事業内容の定期的な報告と重要な案件についての事前協議を行っております。監査等委員会及び内部監査室は、海外を含めた当社グループの定期的な監査を実施し、監査結果を取締役会・担当部署に報告してまいります。
- (6) 当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。
- (7) 当社は会社法に基づく会計監査及び金融商品取引法に基づく会計監査について、協監査法人を選任しております。

業務を執行した公認会計士の氏名
代表社員 業務執行社員 南部 敏幸
業務執行社員 鈴木 宏

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は監査等委員会設置会社であり、監査等委員である取締役4名のうち、3名が社外取締役であります。監査等委員である取締役全員が、毎月開催する取締役会、幹部会議、関連会社等の経営会議などに必ず出席し、必要に応じて意見陳述を行うほか、監査等委員会は、会計監査人並びに業務執行取締役からの報告を受けるなど業務執行取締役の業務執行について、厳正な適法性監査及び妥当性監査を行います。また、監査等委員会は、原則2か月に1回以上開催し、監査等委員会監査方針及び監査計画に基づき、会計監査人、内部監査室との意見・情報交換など連携して、組織管理体制と業務手続の妥当性及び内部統制の適正性について継続的な実地監査業務を行い、監査の実効性と効率性の向上に努めており、経営の監督機能を果たす体制を確立しているため、現状の体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知については、法定期日より早い2016年6月10日に発送いたしました。
その他	当社ホームページへの招集通知及び議決権行使状況を掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IR基本方針を作成し、ホームページに公表しております。 https://www.origin.co.jp/financial/policy/	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回定期的に代表取締役が説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、決算短信、有価証券報告書、株主総会招集通知、適時開示書類、決算説明資料、中期経営計画説明資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社行動憲章には、すべてのステークホルダーの信頼と期待に応えることを規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境向上推進室を設置し、環境保全対策を実施しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	すべてのステークホルダーに対する情報提供は正確性と迅速性を旨としております。

IV内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は内部統制の目的を「業務の有効性、効率性の確保(業務目標の達成)」、「財務報告の信頼性確保」、「法令の遵守(コンプライアンス)」及び「資産の保全」として認識しております。内部統制の一層の整備・改善に努めております。

内部統制の構築としては、責任・権限を明確にした上で、相互牽制が有効に機能する組織体制の整備改善に努めております。管理・統制に関する規程は、全社を網羅し、体系的かつ具体的なものを構築しております。また、最新のものが常時閲覧可能なように更新し、その閲覧を通じて必要な統制整備を行っております。内部統制の整備の状況は各部門・各部署において、その有効性を確認し、必要に応じては改善を加え、内部監査部門が監査評価することを通じて、内部統制の整備・向上を実施しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で組織的に対応いたします。

整備状況としては、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止する観点から当社では当社グループの行動規範として「オリジン電気グループ行動憲章」に上記の基本的な考え方を明記しています。また、いつでも閲覧できるように社内メールシステムのトップページ及び自社ホームページに「オリジン電気グループ行動憲章」を掲載しています。

反社会的勢力排除に向けた社内の整備状況は以下のとおりであります。

- (1) 反社会的勢力排除に向けた社内対応部署は総務部であります。不当要求防止責任者は総務部長とし、担当部署を設置しております。
- (2) 外部機関との連携では、弁護士事務所と顧問契約し、所轄の警察署と連携する体制を整備しております。
- (3) 反社会的勢力に関する情報の収集は、所轄警察署の「特殊暴力対応」などの説明会に定期的に参加し、最新情報を収集しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、当社の企業価値、ひいては株主の皆様共同の利益を継続的、かつ持続的に確保していくことを目的として、平成20年3月24日開催の取締役会にて、「会社支配に関する基本方針」を決定し、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入することを決議するとともに、株主の皆様のご意見をより反映させるため、平成20年6月27日開催の第107期定時株主総会及び平成23年6月29日開催の第110期定時株主総会にて、その継続について株主の皆様のご承認をいただきました。

その後、当社では、社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向および様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。

その結果、平成26年5月14日開催の取締役会にて、継続することを決議するとともに、平成26年6月26日開催の第113期定時株主総会にて「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件」の議案を上程し、以後3年間の継続について、株主の皆様のご承認をいただいております。

この買収防衛策は、当社株式の大規模買付者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間を確保するとともに、大規模買付を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

買収防衛策の詳細な内容は、当社ウェブサイト (https://www.origin.co.jp/dynamic_dir/wp-content/uploads/2014/05/201405141.pdf) に掲載いたしております。

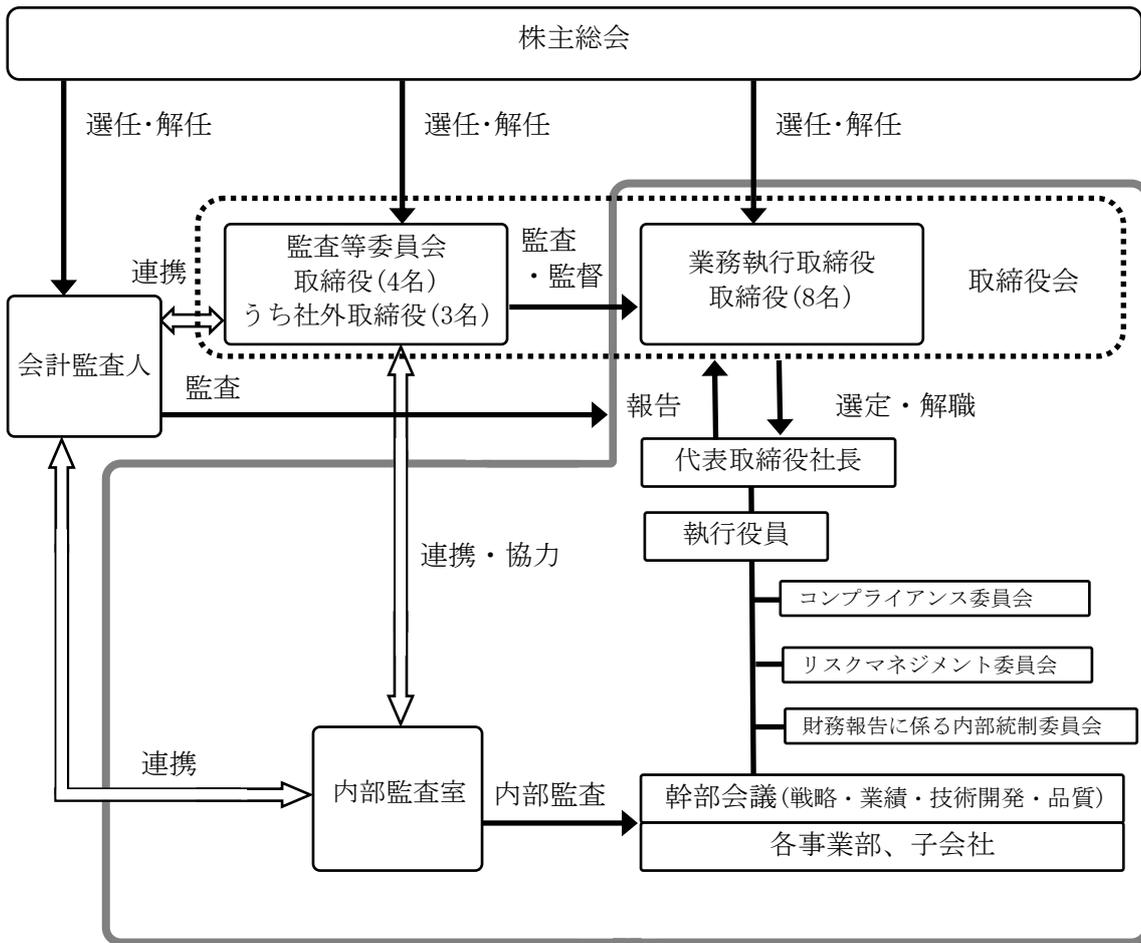
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

重要な決定事項及び重要な発生事実に関する情報は、当該情報の所管部署から適宜、社長または情報取扱責任者に報告され、社内規程（「情報管理規程」ならびに「インサイダー取引防止管理規程」）に則って情報管理の徹底を図るとともに、当該情報が適時開示規則に定められた事項に該当するか否かを判断し、開示内容等の決定を迅速に行っています。

適時開示規則に該当する情報は、速やかに情報取扱責任者より開示担当部門を通じて開示を行い、その後自社ホームページに掲載し情報開示の徹底を図っております。

参考資料【コーポレート・ガバナンス体制】



【適時開示体制の概要】

